

令和6年度答申第42号
令和6年10月17日

諮問番号 令和6年度諮問第44号（令和6年9月17日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 司法書士に対する懲戒処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、法務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、司法書士である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、司法書士法（昭和25年法律第197号）47条1号の規定に基づき、戒告の処分（以下「本件懲戒処分」という。）の決定をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）司法書士の職責、会則の遵守義務等

ア 司法書士法2条は、司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない旨規定する。

イ 司法書士法23条は、司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）の会則を守らなければな

らない旨規定する。

ウ A都道府県司法書士会会則（以下「本件会則」という。）87条1項は、司法書士会員は、法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない旨規定する。

エ 本件会則106条は、会員は、連合会並びにA都道府県司法書士会（以下「本件書士会」という。）の会則、規則、支部規則及び総会の決議を守らなければならない旨規定する。

(2) 司法書士会による注意勧告

ア 司法書士法61条は、司法書士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨規定する。

イ 本件会則111条1項は、本件書士会は、会員が司法書士法若しくは司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると認めるときは、綱紀調査委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨規定する。

(3) 司法書士に対する懲戒

ア 司法書士法47条は、司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該司法書士に対し、同条各号に掲げる処分をすることができる旨規定し、同条1号は戒告を掲げる。

イ 司法書士法60条は、司法書士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない旨規定する。

(4) 受任者による報告

民法（明治29年法律第89号）645条は、受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 本件書士会所属の司法書士である審査請求人は、平成30年2月21日、令和元年9月3日及び令和2年6月18日の3回にわたり、本件書士会の

会長から、司法書士法61条及び本件会則111条1項の規定に基づく注意勧告を受けた。

(司法書士名簿、平成30年2月21日付け告知書、令和元年9月3日付け告知書、令和2年6月18日付け告知書)

(2) 審査請求人は、令和2年6月7日、B(以下「依頼人」という。)から、依頼人が賃借していたマンション(以下「本件マンション」という。)の賃貸借契約の解除に伴う敷金(19万円)の返還請求に係る交渉等について委任を受けた。

審査請求人は、上記交渉が不調に終わったことから、令和3年1月15日、改めて依頼人から敷金返還請求に係る訴訟等に関する裁判書類作成業務の委任を受け、同年4月5日付けで、C地方裁判所に訴状を提出した。

(令和2年6月7日付け委任契約書、令和3年1月15日付け委任契約書、訴状)

(3) 審査請求人は、訴状提出後、調査嘱託によっても被告(本件マンションの賃貸人)の所在が明らかにならないことが判明したことから、依頼人に対し、訴訟及び今後の債権回収の見通し等の報告をした。依頼人は、これを受けて訴訟を取り下げることを決断し、その旨審査請求人に連絡したところ、審査請求人は、令和3年9月13日、実費の精算金として6284円の支払を求めた。

依頼人は、同日、精算に先立って、訴訟の事件番号の報告を求めたが、審査請求人は、事件番号は精算後に報告する旨説明し、事件番号を教えなかった(以下精算金に関する審査請求人と依頼人との争いについて「本件事件」という。)

(審査請求人とBとのやり取り等が記載された書面、上申書、取下書、メールの履歴(令和3年9月10日午前9時50分)、メールの履歴(令和3年9月13日午前11時38分)、メールの履歴(令和3年9月13日午後1時55分)、メールの履歴(令和3年9月13日午後2時36分))

(4) 依頼人は、令和3年9月21日、本件書士会に対し、本件事件について、苦情を申し出た。

(A都道府県司法書士会ご意見受付シート、X事務所とのトラブルについて)

(5) 本件書士会の会長は、令和4年9月9日、D地方法務局に対し、本件事件に係る審査請求人に対する懲戒処分に関する本件書士会の量定意見とともに、本件書士会の量定意見の妥当性に関する連合会の意見を付して、司法書士法60条の規定に基づく処分庁宛ての報告を提出した。

(司法書士法第60条の規定に基づく報告、量定に関する意見の妥当性について (通知) (連合会会長作成))

(6) 処分庁は、令和5年10月26日付けで、審査請求人に対し、戒告の処分(本件懲戒処分)の決定をし、D地方法務局長は、同年11月10日付けで、審査請求人に対し、本件の懲戒処分書を交付した。

本件懲戒処分の理由は、おおむね以下のとおり記載されている。

本件事件については、審査請求人が委任契約の受任者に求められる報告義務(民法645条)を怠ったと認められ、司法書士の職責として尽くすべき法令上の説明義務を怠ったものとして、司法書士法2条(職責)、同法23条(会則の遵守義務)、本国会則87条(品位の保持等)及び本国会則106条(会則等の遵守義務)に違反(以下上記各違反を「本件非違行為」という。)したものである。

審査請求人は、過去に書類の交付を拒否したという本件非違行為と類似の事案において注意勧告を1回受けているほか、注意勧告を2回受けていることを踏まえれば、本件非違行為の程度は重いというべきであり、法務省民事局作成の「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方(処分基準等)」(令和2年8月1日公表。以下「本件処分基準」という。)における別表番号22(以下「本件別表番号22」という。)の「その他の会則に違反する行為」に該当し、一般的に、量定として、戒告が相当とされる。

なお、本件非違行為は、常に品位を保持し、公正かつ誠実にその業務を行うことによって国民の権利保護に寄与するという職責を背くものであり、悪質なものといわざるを得ないが、依頼人にとっては経済的な損失が発生していないこと等の審査請求人に有利な事情を含む一切の事情を考慮して、本件懲戒処分とする。

(懲戒処分書、結果報告書(令和5年11月10日付け)、主張書面等の提出の求めについて(回答))

(7) 審査請求人は、令和6年2月9日、審査庁に対し、本件懲戒処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、業務連絡(大臣官房秘書課作成))

(8) 審査庁は、令和6年9月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 司法書士法47条によれば、司法書士に対する懲戒処分は、司法書士法又はその下位規範を根拠としなければならないところ、本件懲戒処分は、司法書士法と目的が異なる民法の規定を直接の根拠としている。

(2) 司法書士法2条(職責)及び本件会則87条(品位の保持等)は、いずれも抽象的・包括的な規定であり、これらを根拠として懲戒処分を行うことは、司法書士の健全な業務運営を過度に萎縮させることとなるため、これらの規定は懲戒処分の根拠とならない。

また、司法書士法23条(会則の遵守義務)及び本件会則106条(会則等の遵守義務)は、本件会則の規定の内容・性質に関わらず遵守を求めるものであり、これらを根拠として懲戒処分を行うことは、上記と同様の弊害があるため、これらの規定も、懲戒処分の根拠とならない。

(3) 本件懲戒処分は、審査請求人の行為が、本件別表番号22に該当することを前提に量定を行っているところ、これは、同一種類の違反行為につき司法書士会の自治的処分を複数回受けた場合に限られると解され、本件では、本件書士会による過去の注意勧告が、同一種類の違反行為につきなされておらず、類似の事案ですら1回にとどまるため、本件別表番号22に該当しない。

(4) 訴訟の事件番号は、以下の理由により、民法645条に基づく報告の対象とならない。

ア 事件番号は、固定化した数字の羅列であり、裁判所における事件検索の手段に過ぎない。

イ 事件番号は、変遷せず、民法645条で規定する「委任事務の処理の状況」や「委任事務の経過及び結果」といった概念とは異なり、報告義務に事件番号が含まれるなどとは多数の司法書士が認識しておらず、一般人の理解においても読み取れない。

ウ 事件の処理状況、経過、結果等については、直接司法書士が依頼人に報告すれば、事件番号を報告しなくともこれらの確認は可能である。

エ 事件番号を通じて説明を行うのは裁判所職員であり、これによるだけで司法書士が報告義務を果たしたとみるのは不合理である。

オ 事件番号の報告をもって報告義務を果たしたこととするような他人任せな報告方法は司法書士の品位を害する。

特に、本件においては、審査請求人は、実質において、受任者の裁量に

において口頭で報告義務を果たしており、事件番号が報告されたところで委任事務が適切に処理されているか否かは判断できず、依頼人はそもそも事件番号を用いて裁判所に事務処理状況を確認しようとしたものではなく、その方法すら知らなかったのである。訴えの取下げが済んでいるため、事件番号の報告によってその後の委任事務に影響することはないし、また、依頼人は、審査請求人の委任事務に関する報告の真偽を疑って事件番号の報告を求めたものであり、報告内容を信用させることは報告義務とは別の問題であり、むしろ審査請求人が報告義務を果たしたことを前提としている。

- (5) 本件の経緯として、依頼人は、依頼に係る審査請求人の事務の実施に疑いを持ち、審査請求人に対し、実費の精算金の支払に先んじて訴訟の事件番号を報告することを求めるようになったことから、審査請求人は、依頼人の支払意思を疑い、実費の回収不能の事態を避けるため、事件番号を知らせなかったものである。

自らの債権の回収不能の事態が生じ、これが例えばSNSに拡散されるようなことがあれば、審査請求人の今後の債権回収業務に深刻な障害が生じかねず、審査請求人が事件番号を知らせなかったことは、必要性が認められ、手段も許容限度のものであり、正当な理由があった。

なお、上記(4)のとおり、審査請求人は、事件番号は報告の対象でないという立場であり、「正当な理由」の主張は、懲戒処分書における記載に反論する趣旨で行っている。

(審査請求書、反論書(令和6年3月25日付け)、反論書(令和6年6月27日付け))

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件懲戒処分が民法645条を直接の根拠としているとの審査請求人の主張(第1の4(1))について

本件懲戒処分に係る懲戒処分書中、「第3 処分の量定」において、「以上のことから、被処分者が、委任契約の受任者に求められる報告義務(民法第645条)を怠ったと認められ、司法書士の職責として尽くすべき法令上の説明義務を怠ったものとして、司法書士法第2条(職責)、同法第23条(会則の遵守義務)、A会則第87条(品位の保持等)、同会則第106条(会則等の遵守義務)に違反する。」「よって、これら一切の事情を考慮し

て、司法書士法第47条第1号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。」との記載があること等に照らせば、本件懲戒処分は、審査請求人が委任契約の受任者に求められる民事上の義務（民法645条）を怠ったとの事実認定を前提に、当該事実が司法書士法2条及び同法23条に違反すると評価し、司法書士法に違反したことを直接の根拠としてなされたものであり、審査請求人の主張は採用できない。

2 本件非違行為は懲戒処分の根拠にならないとの審査請求人の主張（第1の4（2））について

株式会社テイハン発行「注釈司法書士法（第4版）」によれば、司法書士法2条違反の効果として、「司法書士が、本条に違反して、その品位を害し、又は公正かつ誠実に業務を行わない場合には、本条違反を理由として懲戒の対象となり得る（法47条）。」（34ページ）とされ、司法書士法47条の懲戒事由について、「司法書士法は、司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則の遵守義務についても規定している（法23条）から、司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則に違反したことも、形式的には司法書士法違反を理由とする懲戒事由になるものと考えられる。」（468ページ）とされている。以上によれば、司法書士法2条及び同法23条が懲戒処分の根拠となることは明白であり、これを否定する審査請求人の主張は、独自の見解であって、採用できない。

3 本件別表番号22の「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合」の適用は、同一種類の違反行為の場合に限られるとの審査請求人の主張（第1の4（3））について

本件別表番号22の「違反行為」欄の文言によれば、「本表の違反行為に該当しない司法書士会の会則の不遵守」と「悪質なもの」の二つの独立した要件が要求されており、「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合、実害が生じた場合等」は例示とされている。

本件においては、審査請求人が、過去に3回、本件書士会による注意勧告を受け、うち1回は、本件と類似の事案を前提とするものである点については争いがなく、本件は、「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合」の例示の場合に該当し、「悪質なもの」と認められる。

本件別表番号22の基準には、司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合について、同一種類の違反行為に限定する文言は付されておらず、また、実質においても、一般に、内容の如何にかかわらず、司法書士会の自治

的処分を複数回受けながら会則の不遵守に及んだ場合には、そのこと自体によってそうでない事案と比して非難の程度が重くなり、悪質と評価することができるのであって、文言に限定を付す必要はない。

以上によれば、本件懲戒処分は、審査請求人が本件別表番号22に該当すると認めた点に不当ないし違法はなく、審査請求人の主張は採用できない。

4 訴訟の事件番号は民法645条に基づく報告の対象外であるとの審査請求人の主張（第1の4（4））について

(1) 本件の訴訟に係る主な事実関係については、以下のとおりであり、審査請求人との間でおおむね争いはない。

ア 審査請求人は、依頼人から、賃貸借契約の解除に伴う敷金の返還請求に係る裁判書類作成の依頼を受任した。

イ 審査請求人は、上記アの依頼に基づき、C地方裁判所に提出する訴状及び調査嘱託申立書を作成し、付随業務として作成した書類を裁判所に直接提出した。

ウ 裁判手続において、調査嘱託によっても、被告である賃貸人の所在が明らかにならないことが判明したことで、審査請求人は、依頼人に対し、本件の訴訟及びその後の債権回収の見通し等につき説明した上で、訴訟を続行するか取り下げるかの判断を求めた。

エ 依頼人は、審査請求人に対し、取り下げたい旨連絡したところ、審査請求人から、実費の精算金として6284円の支払を求められた。

オ 依頼人は、精算金の支払の前に、訴訟の事件番号の報告を求めたところ、審査請求人は、依頼人に対し、支払後に訴訟の事件番号を知らせるとし、先に事件番号を報告することを拒否した。

(2) 民法第645条に規定する報告義務の目的は、委任存続中及び終了後に、状況や経緯・結果について報告を課すことにより、受任者の適正な事務処理を促進することにある（株式会社有斐閣発行「新注釈民法（14）債権（7）」273ページ、274ページ参照）。そうすると、少なくとも、受任事務遂行の適切性を委任者が判断するために必要な事項は広く報告義務の範囲に含まれると解され、また、報告を受けた委任者において一定の調査・検討を行うことも当然想定される場所であるから、一定の調査・検討の前提となる事項も、報告義務の範囲に含まれると解される。訴訟の事件番号は、裁判所において特定の事件を識別するために付される符号であり、裁判所の利用者においても、これを知ること、特定の事件の訴訟

記録の閲覧（民事訴訟法（平成8年法律第109号）91条）を効率的に行うことができるようになる情報である（民事訴訟規則（平成8年12月17日最高裁判所規則第5号）2条1項2号参照）。そうすると、本件において、事件番号は、訴訟記録の閲覧等を通じ、訴訟記録という客観性の高い情報によって審査請求人の裁判書類作成代行及びその付随業務の状況を把握するための前提となる情報であるから、受任事務遂行の適切性を依頼人が判断するために重要な情報というべきであり、少なくとも依頼人の明示的な求めがあり（上記（1）オ）、これを報告するために特段の労力を要しない本件の状況下においては、「委任事務の処理の状況」又は「その経過及び結果」に含まれ、報告義務の範囲内にあると認められる。

また、本件で審査請求人が受任していたのは、裁判書類作成であり、裁判手続自体については、依頼人が直接遂行すべきものである（司法書士法3条1項4号参照）。審査請求人が、裁判所との間で、付随業務として書類の提出や連絡の授受を行うこと自体は一定程度許容されたとしても、裁判書類作成関係業務を受任する司法書士には、相談にあたって依頼人が主体となって裁判手続を遂行できるよう支援する役割であることを明確にすることや、依頼人が主体的に訴訟追行することができるよう入念に説明しておくことが求められている（株式会社民事法研究会発行「司法書士裁判実務大系第1巻〔職務編〕」169ページ、178ページ、179ページ参照）点に照らせば、裁判手続を円滑に遂行するために必須の情報である訴訟の事件番号は、このような訴訟追行の準備の意味でも重要なものであり、報告義務の範囲内にあることが裏付けられる。

- 5 以上に対し、審査請求人は、上記第1の4（4）のとおり指摘し、事件番号は報告対象でない旨繰り返し主張するが、上記4のとおり、少なくとも本件においては、事件番号につき依頼人の明示的な求めがあった時点で、審査請求人はこれを報告する義務があったと認められる。報告義務の範囲内にあるか否かは、委任者の個別の意図よりも情報それ自体の性質に重きを置いて判断すべきであり、本件で求められているのは審査請求人が事件番号を報告することに尽き、事件番号の情報としての性質を検討するに当たって裁判所における訴訟記録の閲覧等を想定したからといって、訴訟記録の閲覧等自体が報告を意味するものではない。少なくとも本件のように依頼人の明示的な求めがある状況下において、特段の労力を要しない事件番号の報告をすべきことは一般に容易に認識可能であり、事件番号が報告義務の範囲内となるこ

とは、事件番号の報告のみをもって報告義務を充たすことを論理上意味しないから、審査請求人の各指摘は、前提において失当である。

以上のとおり、審査請求人の主張を子細に検討しても、本件において事件番号が報告義務の範囲内にあったとの認定を覆すに足りるものではなく、審査請求人の主張は採用できない。

6 事件番号の報告を拒否したことに正当性があるとの審査請求人の主張（第1の4（5））について

上記4で検討したところによれば、審査請求人は、依頼人からの求めに応じて事件番号を報告すべき本来的な義務を負っていたものであり、これを怠り、依頼人が事件番号を認知していないことに乗じて自身の債権の回収手段として用いることは許されないから、審査請求人が報告を拒否した点に正当な理由は認められない。

なお、更に付言すると、少なくとも審査請求人が作成した調査嘱託申立書には、事件番号の記載があったはずであり、かつ、これは既に依頼人に交付し、確認を求めているべきものであるから、依頼人が事件番号を知らない事態は本来起こり得ないはずである。本件でそのような事態に至った理由は不明であるものの（例えば、上記確認を怠ったことや、依頼人が失念していたことが想定される。）、いずれにせよ、そのような事態にあることを奇貨として、事件番号の報告を拒んだ審査請求人の行動は正当化できない。

7 結論

以上によれば、審査請求人の主張はいずれも採用できず、本件懲戒処分は違法ないし不当な点は見当たらないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件懲戒処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件懲戒処分は、司法書士である審査請求人が、委任契約の受任者に求められる報告義務（民法645条）を怠ったと認め、そのことが司法書士法2条（職責）、同法23条（会則の遵守義務）、本件会則87条（品位の保持等）及び本件会則106条（会則等の遵守義務）に違反するとして行われたものである。

(2) 関係資料によれば、本件においては、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人は、依頼人から、賃貸借契約の解除に伴う敷金の返還請求に係る裁判書類作成を受任し、訴状等を作成して裁判所に提出したが、被告である賃貸人の所在が明らかにならないこと等の事情から、依頼人は訴えを取り下げを希望した。

(令和3年1月15日付け委任契約書、訴状、メールの履歴(令和3年9月10日午前9時50分)、取下書)

イ その際、審査請求人は、依頼人に対して実費の精算金として6284円の支払を請求したところ、依頼人は、請求の根拠を示すように求めた。審査請求人は、支払の後で事件番号を知らせると告げたのに対し、依頼人は、先に事件番号を知らせるように求めた。

(メールの履歴(令和3年9月13日午前11時38分)、メールの履歴(令和3年9月13日午後1時55分))

ウ これに対して、審査請求人は、支払の後でなければ事件番号を教えないとして、依頼人に事件番号を教えることを拒んだ。

(メールの履歴(令和3年9月13日午後2時36分))

(3) 審査請求人が依頼人に事件番号を教えなかったことが、民法645条に規定する受任者の報告義務を怠ったと認められるかについて

民法645条に規定する報告義務の目的は、委任存続中及び終了後に、委任事務の処理の状況や経緯・結果について報告を課すことにより、受任者の適正な事務処理を促進することにあるから、委任事務遂行の適切性を委任者が判断するために必要な事項は広く報告義務の範囲に含まれると解される。また、報告を受けた委任者において一定の調査・検討を行うことも当然想定される場所であるから、一定の調査・検討の前提となる事項も、受任者による報告義務の範囲に含まれると解される。

訴訟の事件番号は、裁判所において特定の事件を識別するために付される番号であり、裁判所の利用者にとっては、特定の事件の訴訟記録の閲覧を効率的に行うための情報である。

したがって、本件において、事件番号は、訴訟記録の閲覧等を通じ、審査請求人の裁判書類作成やその付随業務の遂行状況を把握するための前提となる情報であり、委任事務遂行の適切性を判断するために必要な事項として、報告義務の範囲に含まれると認められるところ、依頼人から求めがあったにもかかわらず、審査請求人が事件番号を教えなかったのは、受任

者の報告義務を怠ったものと認められる。訴訟の事件番号の報告は受任者の報告義務の範囲に含まれないとの審査請求人の主張は採用できない。

審査請求人は、精算金の支払があるまで事件番号の報告を拒んだことに正当な理由があるとの主張もしているが、審査請求人は依頼人の求めに応じて事件番号を報告しなければならないのであって、審査請求人の同主張も採用できない。

(4) 本件懲戒処分は司法書士法及びその下位規範の違反を根拠としているかについて

審査請求人は、本件懲戒処分が、民法の規定に違反していることを直接の根拠とする点で違法であると主張している。

司法書士法47条は、司法書士が同法又は同法に基づく命令に違反したときに、懲戒処分をすることができる旨規定しているところ、本件懲戒処分は、審査請求人が委任契約の受任者に求められる民法上の義務を怠ったことが、司法書士法2条（司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとの規定。）及び同法23条（司法書士は、その所属する司法書士会等の会則を守らなければならないとの規定。なお、本件会則87条は品位の保持等、本件会則106条は会則の遵守義務を規定している。）に違反していることを理由としてなされている。したがって、審査請求人の上記主張は採用できない。

審査請求人は、司法書士法2条及び同法23条は懲戒処分の根拠とならないとも主張している。しかしながら、司法書士が、同法2条に違反して、その品位を害し、又は公正かつ誠実に業務を行わなかったことは、同法47条が定める「この法律」「に違反したとき」に該当するものとして懲戒事由になり得ることは明らかであるし、また、同法23条は会則の遵守義務を規定しているから、会則の不遵守は懲戒事由となり得るのであって、この点についての審査請求人の主張も採用できない。

(5) 戒告とした量定について

本件処分基準は、別表の違反行為ごとに懲戒処分の量定を定めているところ、本件別表番号22は「本表の違反行為に該当しない司法書士会の会則の不遵守であって、司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合、実害が生じた場合等悪質なものは、戒告相当と定めている。本件非違反行為は、「本表の違反行為に該当しない司法書士会の会則の不遵守」に該当

し、審査請求人は、過去に、本件書士会から、本件非違行為に類似の事案で注意勧告を1回、その他に注意勧告を2回受けているのであるから、「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合」にも該当する。したがって、本件非違行為に対する懲戒処分を戒告としたことが違法又は不当であるとは認められない。

審査請求人は、本件別表番号22の「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合」とは同一種類の違反行為につき司法書士会の自治的処分が複数回なされた場合であり、本件はこれに当たらないと主張する。しかしながら、本件別表番号22は、「悪質なもの」の例として「司法書士会による自治的処分を複数回受けた場合」と定めるにすぎず、そこでの自治的処分を、同一種類の違反行為に対するものに限定はしていない。また、実質的にみても、内容如何にかかわらず司法書士会の自治的処分を複数回受けていながら会則の不遵守に及んだことを悪質と評価することは不合理ではない。したがって、審査請求人の上記主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件懲戒処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史